

GM条例の一部改正について

令和4年7月、道は、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(**GM条例**)」を一部改正しました。
その経緯や改正内容について、お知らせします。

01

遺伝子組換えとは

02

日本における取扱い

03

北海道における取扱い①

04

北海道における取扱い②

05

条例制定から17年が経ち...

06

こう変わりました、GM条例①

07

こう変わりました、GM条例②

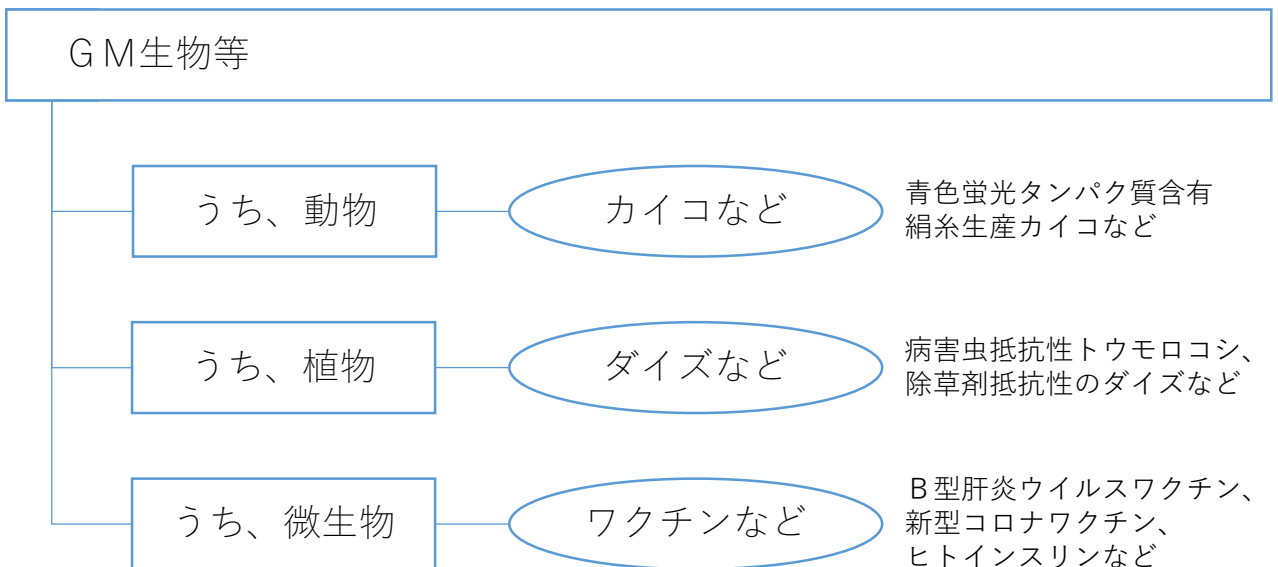
参考

食の安全・安心に関する主な出来事

遺伝子組換えとは

- ・ GM (Genetically Modified)
- ・ ある生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、ほかの生物等に組み込むこと
- ・ 作物においては、品種改良技術の1つ
- ・ 生産の省力化や不良環境条件への耐性等を目的に使用

たとえば、このようなものに活用されています



日本におけるGM作物について

日本では、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法) に取扱いが定められています。

日本でGM作物を使用(輸入、流通、栽培等)するには、使用者が「使用規程」を定めて申請し、国から承認を受けることが必要です。

申請書記載事項

- ・ GM作物の種類の名称
- ・ GM作物の第一種使用等の内容、方法

国は、使用規程の安全性評価を行った上で、問題のないものを承認します。

安全性評価について

1. 食品としての安全性
…食品衛生法、食品安全基本法に基づき確認
2. 飼料としての安全性
…飼料安全法、食品安全基本法に基づき確認
3. 生物多様性への影響
…カルタヘナ法に基づき確認

①競合における優位性

…GM植物が野生植物の生育を阻んで駆逐してしまわないか

②有害物質産生性

…野生の動植物や微生物などが減少・絶滅してしまわないか

③交雑性

…在来の近縁種が交雑種に置き換わってしまわないか

国内におけるGM作物の承認状況 (令和4年5月27日現在)

第一種使用等の主な内容		
一般的な使用		隔離ほ場 試験のみ
	うち栽培可	
198	149	54

※農林水産省によると、国内で商業栽培している品目は左記のうち、花き2種のみ(令和3年度末時点)

道におけるGM作物の栽培に関する取扱いについて

GM作物に対する不安の声があったことから、道は平成17年、「北海道食の安全・安心条例」にGM作物の栽培についての方針を定めました。

「道は、GM作物の栽培等に起因するGM作物と他の作物との交雑及びGM作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。」（第17条）

実際の取扱いについて

北海道食の安全・安心条例で定める

「GM作物の栽培に関し必要な措置」の詳細については、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（GM条例）と、同条例施行規則に定めることとしました。

北海道食の安全・安心条例とは

平成8年以降、食品表示の偽装などの出来事があり、日本では、消費者の食に対する信頼が大きく揺らいでいました。

このような中で、北海道の食の安全・安心を確保するため、平成17年に本条例を制定し、道の施策の基本となる事項等を定めました。

知事の附属機関として、消費者や生産者、専門家等で構成される「北海道食の安全・安心委員会」を設置しています。

GM条例で定めていること

- ・カルタヘナ法の対象となるGM生物等のうち、GM作物の第一種使用等の、栽培を含む使用が対象（条例制定時）
- ・道内でGM作物を栽培する場合の申請を義務付け
 - 一般栽培（栽培者）：許可制（第4条）
 - 試験栽培（試験研究機関）：届出制（第17条）
- ・交雑混入防止基準（第7条）を設定
- ・条例の実効性を確保するため、立入検査権限（第22条）や罰則（第24条～第28条）を設定

事前に・近隣の方への説明会

・知事への申請

・手数料の支払い が必要

カルタヘナ法と、条例制定時のGM条例の対象範囲

カルタヘナ法

GM生物等

うち、動物

うち、作物

うち、第一種使用等

うち、栽培を含む使用

うち、栽培を含まない使用

うち、第二種使用等

うち、微生物

※制定時(改正前)

GM条例の対象

国に承認されたGM作物の第一種使用等のうち、栽培を含む使用に該当するもの

使用等の種類について

第二種使用等（閉鎖系）とは環境中へのGM生物等の拡散を防止する意図をもって行う実験室での栽培等、第一種使用等（開放系）とはそれ以外の、田畑やビニールハウス等での栽培等を言います。

国内における承認状況の変化

- ・ 条例制定から17年が経ち、日本では、令和3年度末時点で195種のGM作物の第一種使用が承認され、GM条例の対象となる「栽培を伴う使用」も146種承認されていました。
- ・ GM作物の使用目的は、当初の「食用」「飼料用」のほか、「切り花用」や「観賞用」が出現していました。これは、条例制定当初は想定していなかったことでした。
- ・ 道内で「観賞用の栽培」を行う場合は道への申請が必要ですが、「観賞用の栽培」には、ご家庭にGM植物の植木鉢を置くことも含まれ、申請を行わないで栽培すると、罰則の対象になってしまいます。
- ・ 道は、GM条例は「食の安全・安心」を守るための条例であることを明確にするため、一部改正を検討することにしました。

令和3年度末時点での国内における承認状況

作物名	第一種使用等の主な内容					隔離ほ場試験のみ
	一般的な使用					
	うち栽培可					
	うち食用	うち飼料用	うち観賞用			
アルファルファ	5	5	5	5	0	0
カーネーション	8	8	0	0	8	1
セイヨウナタネ	17	15	15	15	0	4
ダイズ	30	23	23	23	0	3
テンサイ	1	1	1	1	0	0
トウモロコシ	92	90	90	90	0	15
パパイヤ	1	1	1	0	0	0
バラ	2	2	0	0	2	0
ファレノプシス	1	1	0	0	1	0
ワタ	38	0	0	0	0	2
その他 <small>(イネ、カラシナ、シクラメン、トマト、ペントグラス)</small>	0	0	0	0	0	26
計	195	146	135	134	11	51

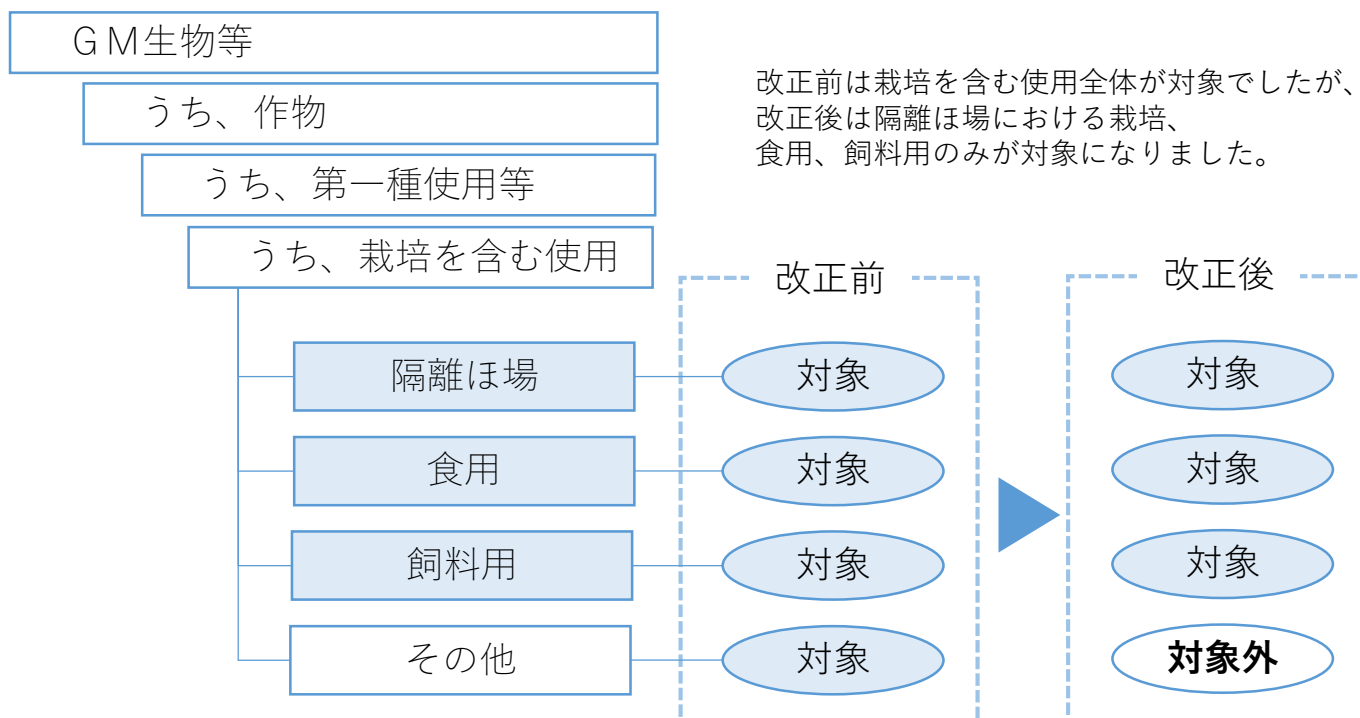
改正前のGM条例の対象範囲

令和4年7月、GM条例が改正されました

「食の安全・安心」を守るための条例であることを明確にするため、条例を一部改正しました。

改正部分	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (3) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培
改正前	遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等であるものをいう。
改正後	遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等 <u>(法第4条第1項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規程に従って実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。)</u> であるものをいう。

条例の対象範囲が変わりました



道への申請が必要かどうか判断するには？

様式第1（第7条関係）

第一種使用規程承認申請書

年 月 日

主務大臣 殿

氏名
申請者
住所

第一種使用規程について承認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律第4条第2項（同法第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

遺伝子組換え生物等の種類の名称	()
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	

国への申請書の
第一種使用等の内容の欄に

「食用に供するための栽培」
「飼料用に供するための栽培」
「隔離ほ場における栽培」

と記載されている場合は、
GM条例の対象なので、
道への申請が必要です。

隔離ほ場 とは

実験室や外国の自然条件の下での使用等により、その特性についてかなりの程度の知見は得られているが、日本の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではないGM作物について、拡散防止措置を施した隔離ほ場内で生育して情報収集を行い、日本の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることを目的とした栽培のことを言います。

食用、飼料用に使用される予定のGM作物が、隔離ほ場で試験栽培される場合があるので、GM条例の対象としています。

今後も...

道民の皆様のご意見をうかがうなど、
リスクコミュニケーションや条例の定期点検・検証などを行い、
北海道の食の安全・安心の確保に努めていきます。

食

の安全・安心に関する主な出来事

参考

時 期	内 容
平成 8 年	腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 による集団食中毒の発生
平成11年	ダイオキシン含有騒動（風評被害による野菜販売への影響） 茨城県東海村の核燃料施設臨界事故による地場農産物の販売への影響
平成12年	国内で口蹄疫の発生 大手乳業会社の低脂肪乳等による大規模集団食中毒の発生 食品の異物混入等（食品会社は大規模な自主回収の実施）
平成13年	国内で初めてBSEが発生、BSE全頭検査の開始
平成14年	食肉等の不正表示事件が発覚 指定外添加物の使用問題の発生 残留農薬基準値を超過した輸入冷凍野菜の回収続発 無登録農薬の使用問題発生
平成15年	食品安全基本法が施行、食品安全委員会の設置 卵の賞味期限不正表示事件の発生 米国でBSEが発生
平成16年	国内外で高病原性鳥インフルエンザの発生（アジアを中心に被害拡大） 輸入野菜の産地偽装表示事件の多発
平成17年	北海道食の安全・安心条例及び北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例制定
平成18年	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入
平成19年	食肉業者による常習的な食肉偽装表示事件の発生 菓子の賞味期限表示の不正延長事件の発生 期限切れ菓子の再包装及び期限の変更事件の発生 中国からの輸入冷凍ギョウザの農薬混入事件の発生
平成20年	高級料亭における食べ残し料理の使い回しの発覚 事故米穀の不正規流通問題の発覚 中国からの輸入加工食品原料の一部にメラミン混入が判明
平成22年	宮崎県において口蹄疫が発生 国内で高病原性鳥インフルエンザの多発
平成23年	道内の学校給食において大規模食中毒が発生 生食用食肉による腸管出血性大腸菌 O 1 1 1 等の食中毒の発生 東電福島第1原発事故に伴う放射性物質の拡散による食品等への影響
平成24年	腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 による集団食中毒の発生
平成25年	道外の食品工場で製造された冷凍食品から高濃度の農薬（マラチオン）の検出
平成26年	九州地方を中心に高病原性鳥インフルエンザの発生 国内・道内の農場において豚流行性下痢（PED）の発生確認
平成27年	産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通
平成28年	北海道で初の家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生
平成30年	国内では26年ぶりに豚熱（CSF）が発生
平成31年	環境省が「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」を发出
令和元年	ゲノム編集技術を利用して得られた生物等の扱いについて、農林水産省、厚生労働省、消費者庁がそれぞれの分野における手続きや取扱いを整理、公表
令和 2 年	ゲノム編集技術を利用して得られた「GABA高蓄積トマト」の届出
令和 3 年	ゲノム編集技術を利用して得られた「可食部増量マダイ」「高成長トラフグ」の届出
令和 4 年	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正